

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2015年9月7日

アジアネットワーク通信

ころもない

ころをれない

ころをせない

【第11号】

「戦争放棄」は戦死者の声なき声・決意の台湾・沖縄等9名原告 それぞれの

立場から 渾身の証言！！

七月三十一日 第七回弁論（原告本人尋問）報告！！

第七回口頭弁論報告

七月三十一日、第七回口頭弁論が開かれました。今回は原告九人の本人尋問。

一〇時に開廷して冒頭、裁判長は、七月九日及び二四日付けの補助参加の申し立てを原告の異議を聞いた上で却下し、補助参加人に対して発言しないよう注意しました。それに対し、補助参加側は「民法上では補助参加を許さない裁判が確定するまでは訴訟行為ができるのではないですか」と反論しましたが、裁判長は「民法上はそうですが、当裁判所としてはそのようなのでご協力をお願いします」というと補助参加側はそれ以上は反論しませんでした。

いよいよ本題の本人尋問に入りました。紙面の関係上、とてもその概要すべてを記すことはできませんが、ごくかいつまんで記すのであります。

一、松岡勲さん

（主尋問 和田弁護士）

松岡さんは生まれたとき、すでに父は徴兵され、お互いに顔も見ないうちに戦死されました。父がいないことでずっと淋しい思いをする中、高校生のときに自分の父親も戦場では人を殺したのではないかということが気にかかり、そのことを母に言ったところ、母はたいへん怒り、それ以来、親子では父の戦死について話をするのができなくなった体験を語られました。そして、自分のようなことが、子や孫に繰り返えされたら困るという思いから、本件参拝は安保法制等とドッキングしたものの（戦争準備行為）であり、ぜひ差し止めていただきたいと語られました。

この松岡さんの証言に対して、被告・国の代理人から、私的参拝であっても安倍首相の靖国参拝は認められないのか、という反対尋問がありました。それに対し松岡さんは、あれだけマスコミも巻き込みながら私的参拝とは言えないでしょと答え

ました。

また、被告・靖国神社の代理人からは「あなたのお母さんはお父さんが靖国神社に祀られていることを誇らしく思われていたのではないですか」という反対尋問に対し、松岡さんは「あなた、その質問、前（合祀取消し訴訟）のときにもされましたね」と言われ（傍聴席に笑いがおこる）、もし、母が父の合祀を誇りに思っていたのなら、靖国神社の「合祀通知」を私に見せていたはずだが、母は生前それを私に見せることはなく、母の死後、遺品整理の中でそれを見つけたので、決してそうではなかったと答えられました。

二、金信明（松澤信明）さん

（主尋問 大橋弁護士）

金さんは二十歳のときに自分の父が朝鮮人であることが知りショックを受けたが、その後、東京都の定時制高校の教師になり、同和教



育と出会い、高校生を教える中、差別と闘っていかうと思ひ、四十歳のときに葛藤の末、本名を名乗り朝鮮人として生きて行くことを決心したことを語られました。靖国神社については、特に朝鮮人にとつて植民地支配、「皇民化」教育により戦争に動員する道具として使われたものであり、安倍首相のように公職にあるものが参拝したことは、侵略戦争を内外に肯定するものであると述べられました。そして、安倍首相の参拝は、ヘイトスピーチを行う者や従軍慰安婦を否定する差別者の勢力を助長し、それ以降、民族差別が助長され、ますます在日外国人が生きにくくなってきた被害を述べられました。

三、張嘉琪（チャン チャシ）さん （主尋問 定岡弁護士）

張嘉琪さんのお祖父さんは四人兄弟でそのうち三人が戦争のときに日本軍の兵士（高砂義勇隊）として戦争に動員され南洋で戦死させられました。二〇〇三年から張さんのお母さんや他の高砂義勇隊の遺族が小泉首相の靖国参拝に対して損害賠償を求め訴訟を起こし、大阪高裁は、損害賠償は認めなかったが、首相の靖国参拝が違憲であることを認めた

ことで、張さんもお母さんも、日本の首相が再び靖国参拝をすることは想像もしなかったと語られました。そして、安倍首相の参拝は、日本政府が侵略戦争への反省を拒絶するものであり、一連の「戦争煽動法」の推進とともに私たち若い世代に著しい危機感をもたらすもので、特に張さんの場合、日本籍の夫が徴兵されるかもしれない心配も語られました。

この張さんの証言に対して、靖国神社の代理人から、「あなた方台湾の原告は二人ですが、あなた方とは立場が違う台湾の二〇〇数名の方々が補助参加されていますが、このことについてどう思われますか」という反対尋問がありました。それに對し張さんは「私や私の家族は安倍首相の参拝により被害を受けました。そういった他の人たちのことについては知りません」ときっぱり答えられました。

四、西山誠一さん （主尋問 大川弁護士）

西山誠一さんの父は、陸軍山砲兵として従軍し、一九三八年に戦闘で負傷し、それがもとで一九四〇年に

亡くなられ、一九四二年に靖国神社に合祀されました。一方、西山誠一さんは、戦後、浄土真宗の教えに触れ、特に戦争と平和の問題を真宗に学び、日本国憲法の大切さを知るとともに、先の戦争での被害だけでなく加害についても考えるに至ったことを語られました。そして、憲法九条の「戦争放棄」は戦死者の声なき声であると述べられました。西山さんのそのような思いからすると、靖国神社はかつての間違った戦争を正当化し、戦死を賛美することによって戦死者を利用し、将来の戦争になくしてはならない戦争犯罪的施設である。だから、そこに首相が参拝することは、自分にとっては、自分が戦争遺児となったことに加え、父親の戦死を国に利用されることであり二重の苦痛であることを訴えられました。特に今回の安倍首相の参拝は、小泉首相靖国参拝に対する裁判所の違憲判断も無視しており、現在の政治情勢に鑑みても戦争と直結しているのどうしてい許せないと思われ

五、友田良子さん （主尋問 加島弁護士）

友田良子さんは一九四二年に生ま

れ、戦後は平和に暮らしていたと思っていたところ、一九九一年、アメリカ軍中心の多国籍軍による湾岸戦争が起こり、日本政府も支援し協力すると言ったことに驚き、家から近い西鹿兒島駅の駅前でハンストをさされました。そのとき、平和のために立ち上がる人、行動する人がたくさんいることを知り、そしてハンストから二カ月後、大阪、名古屋で訴訟を起こした人に資料を提供してもらい、自ら「九十億ドルの支出差止め請求訴訟」を鹿兒島地裁に本人訴訟で提起されました。そして、一九九七年の判決では、慰謝料請求は認められませんでしたが、「平和的生存権」（憲法上、国民は、国に対し、平和を維持するよう要求することができ権利がある）を認める判決を得ました。友田さんはかつてお母さんに「どうして戦争を止められなかったの？」と尋ねたところ、「気が付いたら戦争になっていたのよ」という答えがかえってきたそうです。だから再びそうならないために、「私の子どもたち、孫たちが人を殺したり、殺されたりすることがないよう」、鹿兒島地裁で認めた「私の『平和的生存権』の侵害を裁判所に止めてもらうために、今回、原告になられたことを語られました。

六、安谷屋昌一さん

(主尋問 丹羽弁護士)

安谷屋さんは、一九三九年生まれで、当時六歳のときに経験した沖縄戦の苛烈な体験を語られました。安谷屋さんの家族は両親と三人の姉、妹、弟の八人家族でしたが、父は徴兵されて戦死、残りの家族もアメリカ軍の砲弾の中を逃げまどう中で、最初に母と弟が亡くなり、さらに長女の姉も亡くなり、叔母、伯父も次々と亡くなってゆくのを目の当たりにしながら、ついに家族では二番目と三番目の姉、妹と安谷屋さんの子供四人だけが生き残ったさまを語られました。安谷屋さんは、証言の中でよく言葉を詰まらせ、思い出すだけでもたいへんな苦痛なのだろうということがひしひしと感じられました。

そして、戦後ずいぶん後になつてから、軍人でもない家族が靖国神社に合祀されたことを知り、再び戦争に利用されることに激しい怒りを感じたことを語られました。その上、安倍首相がそのような靖国神社の参拝を繰り返す限り、安谷屋さんの精神的な苦痛は絶えることがないことを語られました。

七、郡島恒昭さん

(主尋問 新井弁護士)

郡島さんは、二〇〇一年に当時の総理大臣小泉純一郎氏が靖国神社に参拝したことに対して、参拝の差止めや損害賠償を請求した訴訟を福岡で提訴したときの原告団長を務められ、判決は損害賠償は認めなかったものの、首相の靖国参拝は違憲であることを明確に認めました。また、その小泉首相の靖国参拝については、大阪高裁でも違憲であるという判断を明確に示しました。それ以後、内閣総理大臣の靖国参拝については行われない状態が続いていたので、郡島さんは、それらの判決により、戦死者を英霊として顕彰することで軍国主義思想を宣揚普及させることを目的とする靖国神社に、首相が公然と参拝することはあり得なくなったものと確信し、将来における平和の実現への期待も大いに膨らんだものでした。

それだけに、今回の安倍首相の靖国参拝は、郡島さんの思いを踏みにじるものであり、司法にケンカを売っているものであると述べられました。

八、増田俊道さん

(主尋問 大橋弁護士)

増田俊道さんは一九六一年に広島で生まれ、子供のころはボーイスカウトの活動をしたり、あるいは祖父が「生長の家」の熱心な信者であったことから、どちらかというところ「国家神道」に支えられた「国家主義」的な考えを受け入れる青年であったということでした。しかし大学に入ってからは、被爆者問題に関わったり、アジア学生会議に参加したりする中で、歴史を学び、大学卒業後社会科の教員となり、子供たちに正しい歴史観と人権感覚を身につけてほしいと考えるようになりました。一九八五年に教師になつてからは、同和教育を通じて、在日外国人生徒の指紋押捺の問題に関わる中で、「日の丸」「君が代」強制に疑問を持ち、現在、「君が代」斉唱時に不起立したことから戒告処分を受け、人事委員会に係争中ということでした。

増田さんは、靖国神社は、アジアの被害者の思いに心を馳せることなく、戦争責任と戦後補償をごまかす「装置」であり、戦争に加担したものを「英霊」として祀っているもので、かつての学校の教員は、靖国神

社を利用しながら「英霊」になることをこどもたちに強要してきたものであることを述べられました。よつて、そのような靖国神社に安倍首相が参拝することは、再び教師がこどもたちを戦場に送り出すことにつながり、増田さんの教員としての立場に反するものを迫られることになり、大きな精神的苦痛を受けていると訴えられました。

九、知花昌一さん

(主尋問 中島弁護士)

知花昌一さんは、一九四八年、沖縄の読谷村で生まれ、一貫して沖縄の平和のための活動を行ってこられました。今回の尋問は、その活動の中でも特に、聴き取り調査をされ、戦後三八年経過した一九八三年に明らかになった、一九四五年四月一日、読谷村のチビチリガマという洞窟で起こった集団強制死の事件を中心に行われました。

戦争末期、一九四四年、ついにアメリカ軍が沖縄に上陸すると、読谷村を含め沖縄中西部の住民はガマ(洞窟)に避難するほかありませんでした。チビチリガマでも約一四〇人の住民が避難していましたが、アメリ

カ軍の「デテキナサイ コロシマセン」という呼びかけにもかかわらず、当時「皇民化教育」の徹底のために、住民は投降できず「自決」という名の自殺や母が自分の生んだ子を自ら手で殺さざるを得ない状況に追い込まれ、八三人もの人々が集団強制死を余儀なくされました。そこでは、軍隊は住民を守らないことが明らかになり、知花さんは教育の恐ろしさを語られ、そのように国民を国に従わせる装置が靖国神社であったと述べられました。

知花さんは後に真宗大谷派の僧侶となりましたが、仏教は殺したり殺させたりすることを禁じているので、今回の安倍首相の靖国参拝は、平和と平等を求める知花さんの僧侶としての立場を踏みにじるものであり、その被害についても語られました。

知花さんの証言について、被告・靖国神社の代理人から、あなたは小泉首相靖国参拝のときは原告でなかったのに、どうして今回は原告になったのですかという反対尋問がありました。それに対し知花さんは、小泉首相のときより政治状況があまりにかにおかしくなってきたと答えられました。

以上のように今回は、朝の10時から夕方の四時すぎまで、九人の原告の方々が証言されましたが、その証言は単に今回の安倍首相の靖国参拝というひとつの事件についての証言ではなく、それぞれの立場の方々の生きざま、人生に基づくたいへん重みのある聴きごたえのある証言でした。裁判長もときどき自ら原告に尋問したり（単に調書作成のためかもしれないが）、熱心に聴いているように感じられました。

今回の弁論にあたっては、暑い中、たくさんの方々が支援の方々に結集していただきありがとうございました。おかげ様で傍聴席の七割方は原告側で占められたと思います。

また当日午後六時半から引き続き、会場を「エルおおさか」に移し、報告集会を持ちました。抽選もれで法廷に入れなかった方、昼間は結集できず夜の集会に駆けつけた原告、支援者で会場は熱気でいっぱいでした。集会では、あらためて尋問原告の思い等が報告されました。沖縄、台湾をはじめ全国から（東京・石川・福岡・熊本・高松）多くの仲間も加わり暑い、熱い一日は交流会の乾杯で締めくくられました。みなさん 本当にご苦労さまでした。

現在、弁護団では、この原告本人尋問や、小林武さん、高橋哲哉さんの意見書も踏まえ、渾身の最終準備書面を作成中です。

次回弁論は、10月23日（金）午後二時から、結審となる最終弁論となります。みなさんのますますの結集をお願いします。

法廷を埋め尽くそう！

高橋 靖



次回弁論日、あらためてハガキでのお知らせは省かせていただきます。以下日程すぐに予定表に記入下さいね！

第8回・最終弁論

10月23日（金）午後2時〜

（傍聴抽選締切は30分前）

大阪地裁大法院

裁判終了後

弁護士会館二〇一号室にて

弁護士による

かみ砕き報告／学習会

安倍首相靖国参拝違憲訴訟・資料集 できました！

お申込みは TEL06-7777-4935 FAX06-7777-4925

お知らせ

内容

靖国と平和的生存権
小林 武／高橋哲哉
意見書全文

原告一〇名の原告尋問のベースとなった

陳述

全九四ページ

頒価四〇〇円

発行

靖国合祀イヤですア
ジアネットワーク
お申し込みは事務局
まで送料は事務局負
担とします。

ここに資料集の表紙画像
入ります



口頭弁論参加記

匿名の意見陳述が認められなかった「若者」のひとりである私は、傍聴席から陳述を見守った。全九名によつて行われた陳述は、約四時間半にわたつて法廷内を熱い空気で包んだ。

松岡さんは、首相の靖国参拝が「英霊サイクル」として機能している点を理路整然と語った。金さんは、ヘイトスピーチに象徴される日本の民族差別を、安倍政権が加速させている点を自身の教員経験から語った。張さんは、過去に違憲判断の下された行為を再び首相が行ったことと、合祀取り下げを認めない靖国・司法に対する驚きと怒りとを、優しい口調で訴えた。西山さんは、小泉政権時よりも戦争が近づいているという実感を、自身の無抵抗・不服従の立場から語った。友田さんは、憲法を全く知らなかった自分が湾岸戦争に反対するようになった経緯を述べ、

平和的生存権が脅かされる不安が現在ますます強まっていることを訴えた。安谷屋さんは、当時二歳だった弟が戦闘参加者として靖国に合祀されていることの無念さを淡々と訴えた。特にトラックの荷台に乗った敗残兵に対して、安谷屋さんが大声で「バンザイ」を叫び、周囲にいた人もそれに続いたという話には、皆が息をのんで聞き入っていた。敗戦直後の複雑な状況や各人の心境が凝縮された発言だった。郡島さんは、福岡地裁で違憲判断を下した亀川裁判官が遺書を認めていたことを引き合いにし、本裁判官にも良識ある判決をするよう訴えた。現任教員である増田さんは、安倍政権によつて戦争を美化する教育に加担させられることの不安と苦痛を訴えた。知花さんは、軍隊は国民を守らないこと、軍国主義教育がガマに籠る母に我が子を殺さしめたことなどを、自身の行った調査をもとに迫力をもって語った。一昨年にもちようどチビチリガマとシムクガマを訪れたばかりの私には、知花さんの話がいつそう生々しく聞こえた。周りを見ると、皆知花さんの言葉に引き込まれていて、裁判官は時折深く頷いたり目を細めたりして話を聞いていた。陳述

が終わったときには、その日一番の拍手が起こった。また、それまで国と安倍首相の代理人は、「首相個人には信教の自由はないとお考えなのか？」といった反対尋問を繰り返していたが、それに対して知花さんは、「首相となったからにはそこに個人はない。首相を辞めるまで首相である。参拝したいのであれば首相を辞めてからするべきだ。」と、何の濁りもなく反論した。実に爽快だった。こちらは職務として公的であるかというのではなく、そこに公的性格が認められ、その性格こそが次なる戦争への準備行為であると訴えているからだ。知花さんの言葉は、その本質を見事に表していた。

細かいところまでは紹介しきれないが、これらの言葉が支配した空間は感動的ではなかった。判決は、被侵害利益の妥当性と過去の判例とを照らし合わせて下されるのだろうが、あそこで発せられた言葉の一つひとつが、法廷内の空気を、つまりそこにいる人の心を確実に動かしている気がした。裁判となると、どうしても論理のみで考え、勝訴／敗訴のみで結果を判断してしまいがちだが、発言の一つひとつが、判決の中

身を大きく左右するのではないかと、私は現実が変化するその瞬間に立ち会えた気がした。

そしてもうひとつ印象的だったのは、靖国の代理人が、「あなたの家族はどうですか？」、「他のタイヤル族の人は合祀に反対していないのでは？」といった反対尋問を執拗に繰り返していた点である。原告の精神的苦痛は周囲の人と比べると特異で、逆にその苦痛を緩和することで合祀に賛成している人の信条を侵害することになるのでは？ と言いたかったのだろう。また、小泉訴訟の際には原告になったかどうか執拗に尋問していた。それを聞くことで、加わったのであれば先例同様の判決にしかならない点を裁判官に暗に訴え、加わっていないのであれば、ここでいう精神的苦痛が一過的であることが浮き彫りになる。おそらくこうした意図があったのだろう。

しかし争点は、張さんが反論したように、私がどう苦痛を受けているのか、なのであって、他の人がどう思っているのかは一義的な問題ではない。仮に合祀反対が合祀賛成者の信条を侵害するというのであれば、それは信条という名を借りた、同化

・同調の強要であろう。靖国神社の宗教性と合祀行為に賛成する人の論理、そして「目的効果基準」に象徴される司法の判断基準の根幹には、このような「他のみんなは（も）」を前提とする暴力性が備わっている。

ちようどこの口頭弁論の前日には、自民党武藤貴也衆議院議員（36）が、「戦争に行きたくない」というSEALDsの主張を「自分中心」「極端な利己的考え」であるとTwitterで発言して大批判を浴びた。その武藤議員について調べてみると、やはりというか、他の場所で次のような発言をしていた。

先祖が創ってくれた素晴らしい日本を守っていこうというのが、保守の理念であるし僕の政治哲学です。そう考えたと靖国神社に行かなければなりませんよね。今日の日本の安全と繁栄は、彼らの尊い戦争の犠牲の上にあるのですから。（中略）生存権という最も大切な基本的人権だって、戦争のときは制限される、公共の福祉の方が優先されるという考え方でした。日本人の精神というのは滅私奉公なんです。個人を滅して公に捧げる。（中略）私たちは、自分の

命を犠牲にして公のために尽くすことに感動を覚える民族だったんです。個人よりも公を大事にする精神。そういう様々な価値観が、アメリカから来るデモクラシーやフリーダムのような考え方によって戦後ぶっ壊されたわけです。（「卒業生は今」代議士の誕生）『公共空間』京都大学公共政策大学院、二〇一三年（Spring）

右の文に対する批判は皆さんにお任せするとして、「滅私奉公」、「自己犠牲」、「基本的人権」を制限することによって実現される「公共の福祉」、これらを批判的に踏まえることとでしか、本来、法治国家や人権は成立しないはずである。武藤議員は京大大学院卒ということだが、近代の基本理念を知らないらしいし、きつとこういうことを言えば喜ぶ人が周囲にたくさんいるのだろう。そして案の定、武藤議員は日本会議会員で麻生派の派閥に属するという。

また、補助参加人の代理人である徳永信一弁護士が法廷内で配布していた（※本来は禁止行為）、「大阪靖国訴訟の原告たち」と題する資料にも、「悲劇のなかで生じた尊い自己犠牲を誉め称えることは、どんな国家

・社会・共同体においても普遍的で「す。」と記されている。さらには、「戦争があれば進んで命を投げ出すことを最高の道徳と讃え」、「その覚悟をみせる」ことが、「最高の道徳であり、かつ、最高の抑止力であり、国民の平和的生存権を守る行為なのです。」とも。

この資料は、他にも突っ込みどころ満載なのが、結局彼らは戦死を美化し、その死が抑止力となるという時代錯誤のマッチョ思想の持主であって、他の箇所でも、その目指すところが大日本帝国の復活であることをはっきりと述べている。そして、その価値観を共有しない人に対して、彼らは極めて排他的・攻撃的である。もはや何と言ったらよいかわからないが、今回の傍聴によって、私たちの相手がどういいう人間なのか、はっきりとわかった。

ひとまず、この日のために準備されてきた、事務局の方、弁護士の方、原告の方、お疲れ様でした。みなさんのおかげで、多くの事を学ぶことができました。引き続き共に頑張りましょう！

(Y)

報告

多くの皆さんの賛同支持をいただいた「戦後七〇年 東アジアの未来へ！宣言する市民」、一連の取組の最終章かつ出発宣言でもある八・一五集会「加害の歴史にしっかりと向き合ってください」平和な未来を築くことができる！無事多くの参加者の熱気の中、終えることができました。

安倍の出す談話など危険かわりないものであるのはもとより承知。では私たち民衆自身の戦後七〇年ほどのようなものであったのか、あの侵略戦争を国家の「駒」としてだけではなく、「個」としても担ってきた民衆として、私たち自身のなすべき戦後精算、戦後処理を考える時ではないでしょうか。「原発の再稼働」一連の「戦争法」を許してしまったなら…まさに政府のみならず私たち民衆自身も「この七〇年」、アジアと向き合ってこなかった証でもある。

(JO)



第二八回政教分離訴訟
全国交流集会 in 京都
参加報告

去る二〇一五年七月二五日（土）

から翌二六日（日）にかけて、龍谷大学大宮学舎西翼二階大会議室にて第二八回「政教分離訴訟全国交流集会 in 京都」が開催された。初日の集会では、安倍靖国参拝違憲訴訟・東京の酒田芳人弁護士、安倍靖国参拝違憲訴訟・大阪の和田義之弁護士、ノーハプサ訴訟の深井剛志弁護士の三名から基調報告がおこなわれた。

酒田弁護士は、安倍個人にも宗教的人格権があるという被告側の主張を、首相としての参拝が個人の信教

の自由を超えた国家行為であるということを、弁護団がどのように主張・立証していくべきなのかという課題を挙げ、解決のための具体策を提示した。和田弁護士は、平和的生存権の侵害立証と同時に、首相の参拝を政府言論（Government Speech）として捉えることができるのではない

かとし、そうした捉え方が可能となるのならば、参拝を規制できるのではないかと述べた。深井弁護士は、ノーハプサ（合祀取り消し）訴訟の第二次訴訟の経過と、被告である国、靖国神社側の答弁内容の性格につい

て分析をおこなった。

三名の基調報告のあと、安倍靖国参拝違憲訴訟・大阪の事務局長を務める宗教学者の菱木政晴氏をコーディネーターにむかえ、全体討論がおこなわれた。討論では、首相の参拝には戦死者を顕彰することで、新たな戦死者を再生産しようとする政府側の意図が含まれている、いわゆる「英霊サイクル」の問題が挙げられ、参拝を政府言論として捉えることの適否などが議論された。集会のあとは大学内の学生食堂にて懇親会がおこなわれ、集会では発言できなかった各訴訟の原告などから、多くの訴訟に対する熱い想いや意気込みが参加者間で交わされ、一日目が終了した。

二日目午前は、仲尾宏氏を講師にむかえ、京都市東山区にある鼻塚・耳塚にてフィールドワークがおこなわれ、続いて同氏より「鼻塚・耳塚から見た戦死者追悼儀礼」と題する講演がおこなわれた。午後からは、龍谷大学の学生による学習会として「靖国シンポジウム二〇一五」いま

「戦争と靖国」を考える」が開催された。シンポジウムは、小泉参拝の始まった二〇〇一年からはじまり、今年で一二回目を数える。会では、東京訴訟事務局の辻子実氏、大阪訴訟事務局の山内小夜子氏、龍谷大学

大学院生の青山智耶氏が登壇して、各人の視点から「戦争と靖国」に関する報告がおこなわれた。来年度の全国交流集会は、東京にて開催される予定である。

三浦彩塔



連絡

「合祀取り消し要求書」を靖国神社に突きつけよう！

日本近代の歴史は侵略戦争の歴史です。侵略戦争の兵士の死を「英霊」とたたえることでうち続く戦争での兵士の調達を可能にしたのが「殉国思想」を振りまく靖国神社です。安倍首相が靖国神社参拝に執念を燃やすのは、安倍政権による集団的自衛権容認・「戦争をする国家」にとって兵士（今のところ自衛隊員）の調達が不可欠だからです。靖国神社が私たちの戦死した家族を「英霊」として合祀し続けることを許していれば、私たち遺族が新たな戦争の加担者となってしまいます。今こそ「合祀取り消し」を靖国神社に求めましょう。

9月18日（午前11時靖国神社大門あたりに集合）、靖国神社に「合祀取り消し要求書」を持っていきます。是非ご一緒ください。当日がダメの方は私たちに「要求書」を託してください。第4回靖国行動の呼びかけと「要求書」を同封しています。詳細は同封別チラシ参照。

締切9月15日、郵送またはFAX（06-7777-4925）で。

ご一緒しませんか

朝鮮侵略と 耳塚・鼻塚



言われていたという。

朝の九時なのに強い陽ざしが照りつける。「耳塚」はこんもりとした塚の上に五輪の塔が建てられており梵字が刻まれている(写真)。
先ず、山内小夜子さんからの呼びかけで一分間の沈黙の時をもった。ここが秀吉朝鮮侵略によって殺される人々の「鼻」が埋められた地なのだと改めて塚の大きさを見直した。朝鮮に出兵した武将についての歴史書には「鼻請取状」が残されており、例えば長曾我部元親については『元親記』に「鼻は塩して一千ずつ桶六つに入れ、御横目衆に渡す」と記録している(仲尾宏講演レジュメから)。

一五九七年九月二十八日に塚を築き、塔婆を建て、施餓鬼法要を行ったというが、秀吉軍(日本軍)が撤兵するのは一五九八年に秀吉が死んだからだから、この法要は、結局、秀吉軍の勝利を誇示するものではなかったか。また、朝鮮から三万とも五万ともいわれる人々を拉致してきている。その中の多くは子どもだったという。まるで、日中戦争時の三光作戦、強制連行を先取りしているかのような残酷さだ。

江戸期に入ると「鼻塚」は「耳塚」

と称されるようになっていた。なぜか。「鼻を削ぐ」ではあまりにも生々しいからではないだろうか。

「耳塚」の手前に秀吉没後三〇〇年祭(一八九八年)の折に建てられたという碑がある。この三〇〇年祭を期して「耳塚」は整備され、法要も行われたという。今では摩耗して読めないが、秀吉の朝鮮侵略をたたえたものだったらしい。仲尾宏さんはこの三〇〇年祭が大々的に催された政治的背景には日清戦争直後の三国干渉があると指摘された。

また、「耳塚」の脇の「耳塚公園」に「明治天皇御小休所下京二十七区小学校跡地」なる碑とその由来を記した碑が並んで建っている。

この二つの碑が建てられたのは一九四一年で、一八九八年明治天皇が京都から東京に移る際立ち寄ったことを記念するものだという。その折、明治天皇は徳川幕府によって取り壊された豊国社の再建を沙汰している。その理由は「皇威を海外に宣べ、数百年の後、猶彼(朝鮮)をして寒心せしむ。(中略)豊太閤其人の如き英智雄略の人を得」たいというものなのだ。実際、豊国社は再建され、一八七三年には「豊国神社」と

して別格官幣社に列せられている。とことんこの地は「侵略」を讃える記念に満ちている。

このあと、豊国神社をみて山門前で記念写真(写真)。徳川家康が豊臣を滅ぼすために因縁をつけた方広寺の釣鐘を見て、仲尾宏さんの講演を聴くため大急ぎで会場である龍谷大学に戻った。

(吉田文枝記)



